

狭長発第 53 号  
令和2年4月10日

各 { 市内地域包括支援センター  
狭山市指定居宅介護支援事業所  
小規模多機能型居宅介護事業所 } 御中

狭山市長寿安心課  
介護保険担当課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る  
通所系サービスの利用方法について（依頼）

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じていただいているところではございますが、未だ国内における感染の蔓延が懸念されております。

令和2年4月7日に政府対策本部より、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。また、埼玉県知事より、県内全域に対して4点の緊急事態措置を実施することが発表されました（別添1参照）。その中で、「3つの密（密閉、密集、密接）」の環境を避けるほか、他者との接触回数や外出を極力控える等の1人1人の行動変容が重要との考えが示されています。

市内でも感染者が確認されており、これ以上の感染拡大を防止することが重要になります。そこで、真にサービスを必要としている利用者へサービス提供が滞りなく行えるよう、感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間の対応として、サービスの必要性を再度検討のうえ、通所系サービスの利用につきまして、関係事業所におかれましては下記のとおり対応を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 外出自粛に伴う通所系サービスの利用休止の検討

本市では、市民に対し、医療機関への通院や生活必需品の買い出し等、生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛をお願いし、特に「3つの密」がそろそろ場への外出や集まりへの参加について自粛をお願いしております。

比較的狭い空間で提供される通所系サービスにおきましても、一時的であれば在宅にて生活が送れる利用者（例：比較的介護度の軽い方や、家族による支援を受けられる方等、介護支援専門員等のアセスメントにより自宅待機が可能と見込まれる方）については、できるだけ通所系サービスの利用を休止し、自宅待機を行う提案をお願いいたします。ただし、サービスの利用を制限するものではありません。

## 2. 通所系サービスの利用休止する場合の留意点

### (1) 介護支援専門員等から利用者への説明について

介護支援専門員等のアセスメントにより、自宅待機を提案する場合にあたっては利用者やその家族にその理由を丁寧に説明し、合意形成を図ってください。また、必要があれば代替サービスを提案・確保する等の丁寧な説明や対応を行い、合意形成を図った上で調整を行ってください。

訪問等によるサービス調整が困難であり、対面ではなく電話や文書等で利用者やその家族に説明する場合、より丁寧な説明を心掛け、利用者やその家族に理解を得るよう努め、同意を得た旨を記録に残してください。

### (2) 自宅待機中の利用者の過ごし方について

介護支援専門員等と通所系サービス事業所は連携し、利用者のADLが低下しないよう自宅で行える体操等の情報提供を行う等の工夫をしてください。

### (3) 居宅サービス計画書等について

今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る通所系サービス事業所の休業によるケアプランの修正は必要ありません。

#### 《担当及び連絡先》

狭山市長寿健康部長寿安心課 介護事業担当

電話：04-2953-1111（内線1553～1555）

メール：[choju-ansin@city.sayama.saitama.jp](mailto:choju-ansin@city.sayama.saitama.jp)

埼玉県ホームページより

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken\\_kinkyujitaisochi0407.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_kinkyujitaisochi0407.html)

埼玉県における緊急事態措置の実施について

県民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関してご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本日（4月7日）、政府対策本部により、5月6日（水曜日）まで埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、改正新型インフルエンザ等特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言が発令されました。

本県として、法第18条に規定する基本的対処方針及び埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、5月6日（水曜日）まで埼玉県全域に対して下記4点の緊急事態措置を実施してまいります。

#### 1. 外出自粛を要請

県民の皆様に対して、医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外への運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛を要請いたします。特に、遊興施設など、いわゆる「3つの密」がそろそろ場への外出や集まりへの参加について自粛を要請いたします。【法第45条第1項適用】

#### 2. 多数の者が参加するイベント開催についてのお願い

事業者の皆様に対して、多数の者が参加するイベントの開催を控えるよう御協力をお願いいたします。

#### 3. 県立学校への休業を要請

県立学校（特別支援学校を含む）について、県教育委員会に対して休業を要請いたします。県内の小中学校、幼稚園などについては、この方針を踏まえ、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

#### 4. 生活必需品の物資確保についてのお願い

生活必需品などの物資の確保について、事業者の皆様には県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民の皆様には冷静な対応をお願いいたします。買い占めや売り惜しみなどについては、躊躇なく対応してまいります。